

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択

に関する陳情書

討論要旨 川村つよし議員

日本国憲法は、戦前の自治体が自治体ぐるみで侵略戦争を遂行する一翼を担わされたことに対する反省から、「地方自治」を明記した第8章を設け、第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」とし、団体自治と住民自治を保障しています。

戦前の地方自治体は、政府が行おうとする戦争に、抵抗するすべがありませんでしたが、現日本国憲法で認められた力を生かして、日本に限らず、世界で戦争が起きにくくなるように、取り組みたいものだと、常々思っています。

ここ数年、同様の陳情が市議会に提案されていますが、陳情に反対する方々のお話は、日本政府の言うことを代弁するものばかり。いわば国任せといった印象を受けます。

その姿勢は、尾張旭市が地方自治の本旨に基づいて定めた、非核平和都市宣言でいう、「国際社会に働きかけていかなければならない」という、意気込みに沿う態度でしょうか。

日本国憲法が地方自治をはっきりと書き込んだ意図を考えると、戦争を起こさせない仕組みがあり、それを行使する使命が、地方公共団体に、そして我々市議会に問われていると考え、賛成討論といたします。